



即行動！身近で分かり易い県政、よりよい千葉県を目指して

防災 総務防災常任委員会の委員長を務めています！～その視点から御報告～

①地震被害測定調査

県では平成27年度を目途に県内調査を行っています。

今年度は、7月に第1回地震被害想定調査検討会議が開催され、基礎データの収集や地震の揺れや液状化危険度の計算が行われます。

来年度には、建物や人等の被害算出や被災シナリオの検討が行われ、被害想定結果は、今後の地域防災計画の修正や県や市町村の防災・減災対策に活用されることになる予定です。

②広域災害に備えた『応援受入計画』

2月に広域災害を想定した「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」が策定されました。

計画では県内に7つの支援ゾーンを設定し、ゾーン毎に救援部隊の集結拠点を複数指定することで県外の支援を効果的に受けられるようになっています。

今年度は、この基本計画における広域防災拠点の設備内容や搬送ルート等の調査、想定地震ごとの救援部隊などの配置などのシミュレーションを行って実効性を持たせ、平成27年度末までに、自衛隊や消防、警察といった県外からの救援部隊の集結拠点の運営方法を定めるなど、被災地支援が的確にできるように「応援受入計画」を策定することになります。

③『地域防災力向上セミナー』の開催予定

本年4月1日に「千葉県防災基本条例」が施行されました。条例の目的にもある地域防災力向上のため、市町村と連携して県民の皆様を対象とするセミナーが県内5地域で開催されます。

地域防災に関する講演、先進的な自主防災組織の活動報告、災害教訓のパネルディスカッションといった内容になっています。千葉地域では、本年12月ころに千葉市民会館での開催が予定されています！

④災害情報が「テレビのデータボタン」で見られるように！

雨脚が強かったので聞こえなかった・・・。こんな事態を回避すべく、災害情報に関しては、多種多様な環境を考慮したアクセス手段の多様化が不可欠と考えます。

県では、気象や地震・津波等の避難勧告などの緊急情報の提供について「千葉県防災ポータルサイト」を開設していますが、これに加え、今年度はテレビなど多数のメディアに緊急情報を同時配信できるシステム（公共情報 commons）を整備していきます。

テレビ番組で緑区の気象情報が画面上に表示されることがありますが、同じようなイメージです！

⑤消防学校・防災研修センターの整備

施設の老朽化等を受け県の消防学校は、千葉市から市原市に移転整備され、自主防災組織等が施設を活用した実践的訓練や研修ができるセンターが併設されます（平成31年度供用開始の予定）。



消防学校での訓練の様子

医療 知って下さい！『がんナビ』に情報が集約！！～条例制定その後～



アクセス <http://www.chiba-gannavi.jp/>

広島県の「がんネット」などを参考に、県のがんに関する情報の集約一元化を行うことの重要性を一般質問などで取り上げてきました。また、昨年2月議会制定の「がん対策推進条例」では、第7条で県の情報収集と提供を定め、第20条で必要な財政措置を講ずるとしています。

昨年3月には、冊子「千葉県がんサポートブック」が発行されました。

そして、本年5月1日、インターネットサイト『千葉県がん情報 ちばがんナビ』の開設となりました。

サイトでは、がん患者の方やご家族、一般の方、医療従事者と、対象者別に情報の検索ができ、がんに関する知識、医療機関や治療を選択するための情報、悩みを相談できる窓口、医療費生活費に対する支援制度等の情報が整理されています。

今後は、反響を受けて改良を重ねていくこととなります。多くの皆様にサイトや冊子を活用していただきたいです！

交通安全 自転車運転のルールとマナー ～事故防止に向けた心構えと準備を～

ビュンと脇を走り抜けていく自転車にヒヤッとしました・・・こんな経験をされた方は多いのではないのでしょうか。小さな子供のケースを考えると大変危険だと思います。

通学や通勤の手段など生活には欠かせない自転車ですが、例えば、平成25年では自転車事故で645名の県内高校生が怪我をしています。

今年1月には下校中の衝突事故により歩行者の男性が頭部打撲による脳挫傷及び脳出血で亡くなっています。

自転車は法律上「車両」です。歩道と車道の区別がある道路では、原則として車道の左側を走行しなければなりません。

例外は、「自転車通行可」の標識がある歩道や、その標識がない歩道でも、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、及び身体の不自由な方が運転する場合、車道又は交通の状況からやむを得ない場合などです。

ただし、「徐行」（直ちに停止することができるような速度で進行すること。）をするなど、歩行者の通行を優先させなければなりません。

万が一事故を起こしてしまった場合・・・刑事上や民事上の責任が発生します。民事で多額の損害賠償を支払うケースもあります。自動車を運転する場合に近いリスクがあるということです。

民間のある調査では、自転車を利用されている方の保険加入率は30%ほどだったそうです。

いざとなった時には自己破産をすればよいといった声を聞かれますが、自己破産をした場合でも事故の状況によっては免責されない（債務を負い続ける）ケースもあります。

みんなで運転ルール・マナーの遵守徹底と万が一のための準備を！

自転車と歩行者の衝突事故のケース

夜間、女子高校生が携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の歩行者(57歳女性)と衝突。女性は転倒した際に首などを強打。手足に痺れが残り歩行困難となる後遺障害に悩まされ、仕事を失う。損害賠償額は約5000万円(平成17年11月25日横浜地方裁判所判決)。

教育 いじめ対応のサポート体制の強化を ～条例制定その後～

本年4月1日施行の千葉県いじめ防止対策推進条例を受け、4月にはいじめ防止啓発強化月間として「いのちを大切に作るキャンペーン」が実施されました。

また、いじめ対策調査会が現在まで3回開催され、基本方針の審議等が行われています。県内関係機関の連絡協議会も7月に開催されました。

県内の中高生を対象とした青少年ネット被害防止パトロールでは、平成25年は問題ある書き込みの総人数は3275人で全体の8割以上は女子生徒でした。学校から生徒への指導依頼をしたのは874人延べ1055件で、中にはいじめが疑われる個人を特定した中傷もあったそうです。

ネットいじめ一つを挙げてもしじめの態様や質に昔と違うものを感じます。この変化を踏まえながら対応しなければならない難しさがあります。

私が条例案の作成当初から一貫して実感していることは、『一人で抱え込まない』サポート体制作りの大切さです。これは、子どもだけでなく、親御さんや先生も含まれます。

今回の条例では、重大事態への対応を県外に通学している子どもたちを含めて行うことを明確に規定しました。(条例21条)

市町村立の学校の場合でも、学校や設置者たる市町村に直接相談しにくいケースもあると思います。一步離れた県の立場だからこそできること、県の機関だからこそできる相談があるはずです。

そういった意味でも、県の相談窓口になっている「千葉県子どもと親のサポートセンター」の果たすべき役割は大変重要だと考えます。いじめ対応の中で必要に応じた人的物的強化を柔軟に行っていかなければなりません。

また、そこで蓄積した事例やノウハウをきちんと調査研究し、調査会や連絡協議会などを通じて、県内全ての教育現場にフィードバックできるようにしていく必要があります。



いじめ防止啓発強化月間ポスター

子どもと親のサポートセンター
相談専用フリーダイヤル

フリーダイヤル
TEL:0120-415-446

(いじめに関する相談は24時間対応しています)

※ネット検索

関まさゆき 千葉
でヒット。



千葉県議会議員 関 政幸 プロフィール

- 1979年生まれ ●土気南中学校卒 ●千葉東高校卒 ●早稲田大学商学部卒
- 弁護士 ●自民党会派所属 ●総務防災常任委員会委員長

発行所: 関 政幸 政務活動事務所

住 所: 千葉市緑区あすみが丘3-51-10

tel.043-295-1011 fax.043-291-5526

ホームページ:

http://www.seki-masayuki.com

★★ 県政や地方議員の役割に対する皆様のご意見やご要望をお聞かせ下さい!! ★★